

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	企業年金基金、健康保険組合が行政に対する申請・届出に関する書面提出義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>企業年金基金、健康保険組合が厚生労働大臣等に対して認可申請、届出を行う際には、申請書または届出書を書面で提出することが求められている。</p> <p>申請または届出について、インターネットを通じて行うことは、企業年金基金、健康保険組合の利便性を向上させるものと考えているが、現状、書面提出が義務付けられており、ICTを利用した申請・届出は不可能な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法 ・確定給付企業年金法 ・健康保険法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>規約の変更の申請または届出に関する書面提出による法規制を廃止し、審査上、どうしても書面提出が必要と考えられるケースについては、例外として個別に限定列挙する法律とすべき。</p>